

## 2 児童相談所における児童相談の現状について

熊本県子ども家庭福祉課

熊本県中央児童相談所

熊本県八代児童相談所

熊本市児童相談所

## 令和4年度の児童虐待相談の状況（速報値）

### ①年度別相談対応件数

令和4年度の熊本市児童相談所対応を含む県全体の児童虐待相談の対応件数は、2,764件で前年度比1.18倍となっている。

#### 〈熊本県〉

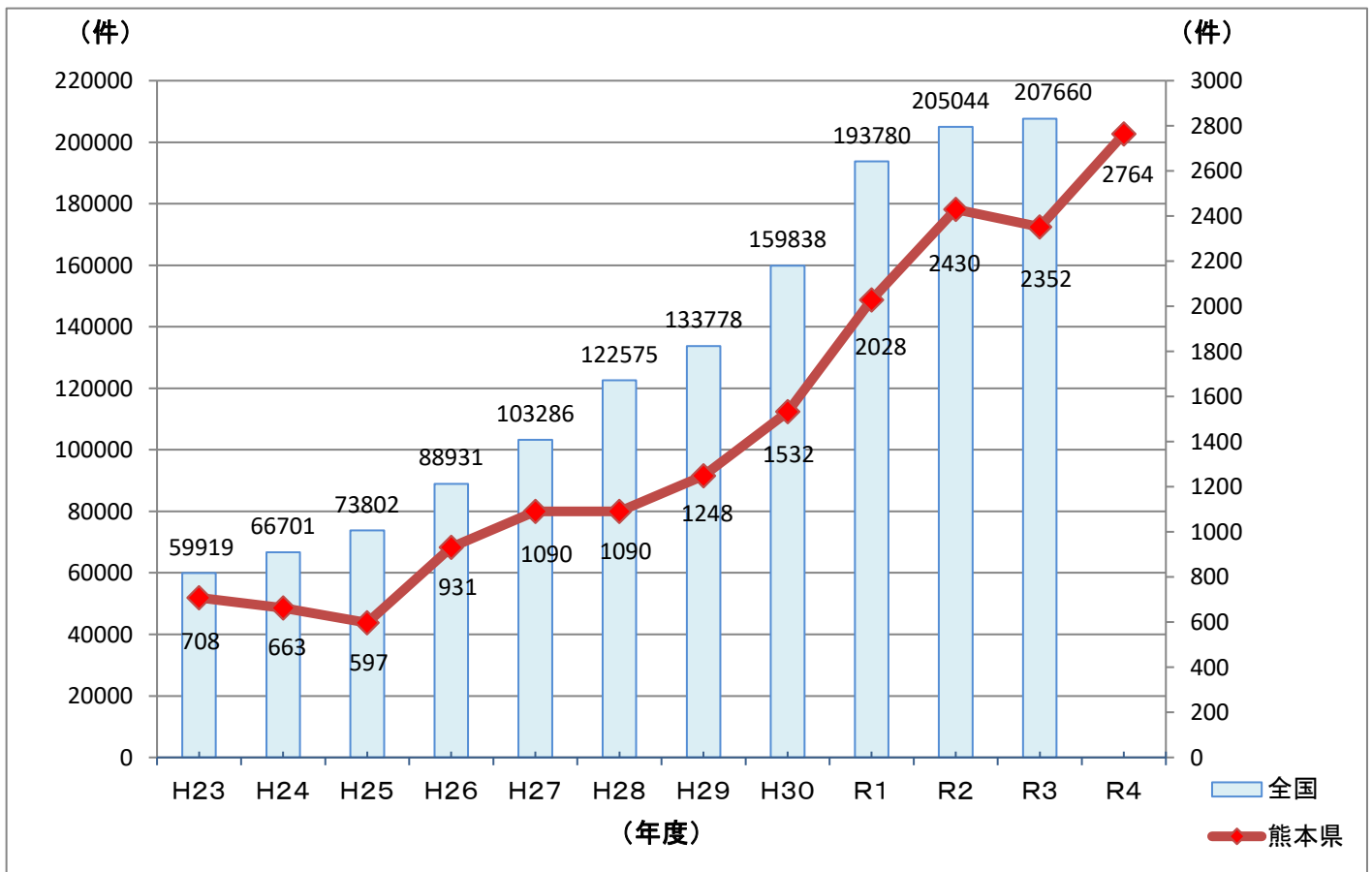
（単位：件）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	708	663	597	931	1,090	1,090	1,248	1,532	2,028	2,430	2,352	<b>2,764</b>
対前年比	1.07	0.94	0.90	1.56	1.17	1.00	1.14	1.23	1.32	1.20	0.97	1.18

#### 〈全国〉

（単位：件）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	<b>207,660</b>	未公表 (集計中)



#### 《児童相談所別虐待相談の対応件数》

機関名	件数	対前年比
県中央児童相談所	928	1.28
県八代児童相談所	411	1.37
熊本市児童相談所	1,425	1.08
合計	2,764	1.18

（参考）令和3年度

← 県中央児童相談所	726
← 県八代児童相談所	301
← 熊本市児童相談所	1,325
合計	2,352

②相談経路別対応件数

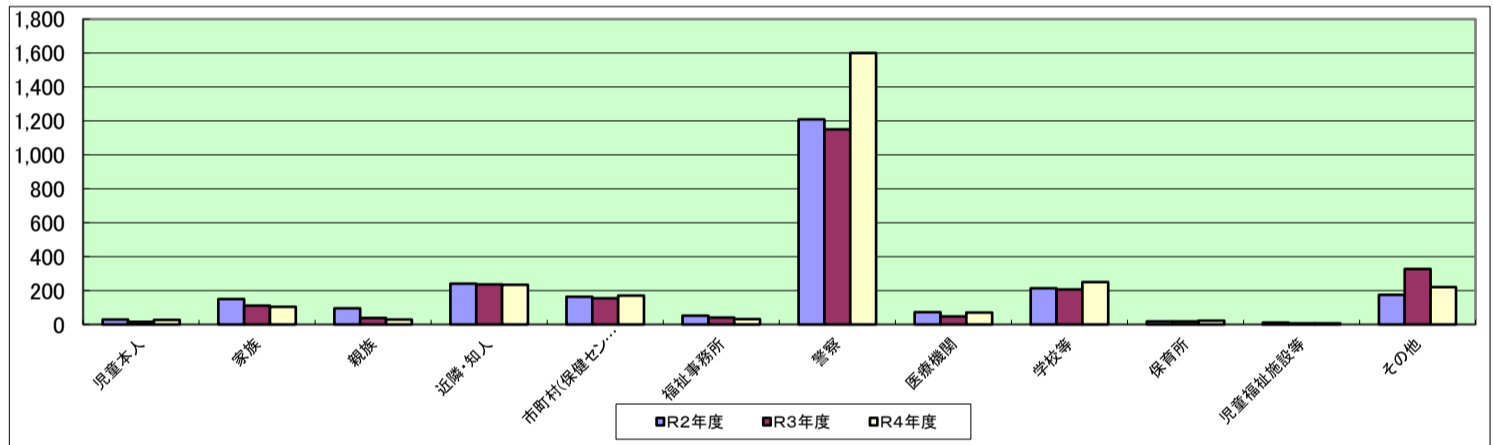
経路別にみると、「警察」が57.9%（対前年比1.39倍）と最も多く、次いで「学校等」が9.0%（対前年比1.21倍）となっている。  
 「家族」の105件の中には、虐待者本人からのものも29件含まれる。  
 ※「その他」には管外の児童相談所からのケース移管等が含まれる。

〈熊本県〉

（単位：件）

	児童本人	家族	親族	近隣・知人	市町村 （保健セン ター）	福祉事務所	警察	医療機関	学校等	保育所	児童福祉施設等	その他	計
R2年度	30	150	94	240	164	51	1,210	73	213	18	12	175	2,430
構成比	1.2%	6.2%	3.9%	9.9%	6.7%	2.1%	49.8%	3.0%	8.8%	0.7%	0.5%	7.2%	100.0%
R3年度	15	110	38	237	154	41	1,151	48	206	18	6	328	2,352
構成比	0.6%	4.7%	1.6%	10.1%	6.5%	1.7%	48.9%	2.0%	8.8%	0.8%	0.3%	13.9%	100.0%
R4年度	26	105	29	233	170	32	1,601	71	249	22	6	220	2,764
構成比	0.9%	3.8%	1.0%	8.4%	6.2%	1.2%	57.9%	2.6%	9.0%	0.8%	0.2%	8.0%	100.0%
対前年比	1.73	0.95	0.76	0.98	1.10	0.78	1.39	1.48	1.21	1.22	1.00	0.67	1.18

（単位：件）



〈全国〉

（単位：件）

	児童本人	家族	親族	近隣・知人	市町村 （保健セン ター）	福祉事務所	警察	医療機関	学校等	保育所	児童福祉施設等	その他	計
R3年度	2,529	14,696	2,649	28,075	4,551	10,682	103,104	3,834	14,944	1,663	1,204	19,729	207,660
構成比	1.2%	7.1%	1.3%	13.5%	2.2%	5.1%	49.7%	1.8%	7.2%	0.8%	0.6%	9.5%	100.0%

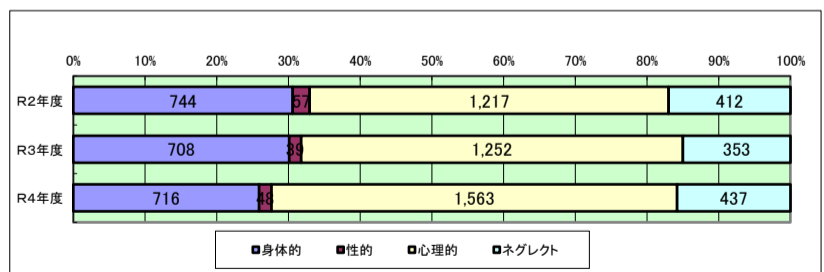
③相談種別対応件数

種類別にみると、「心理的」が半数を占め、1,563件となっている。次いで「身体的」の716件となっている。

〈熊本県〉

（単位：件）

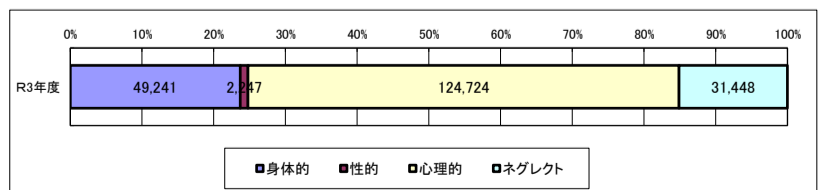
	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
R2年度	744	57	1,217	412	2,430
R3年度	708	39	1,252	353	2,352
R4年度	716	48	1,563	437	2,764
構成比	25.9%	1.7%	56.5%	15.8%	100.0%



〈全国〉

（単位：件）

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
R3年度	49,241	2,247	124,724	31,448	207,660
構成比	23.7%	1.1%	60.1%	15.1%	100.0%



#### ④年齢別対応件数

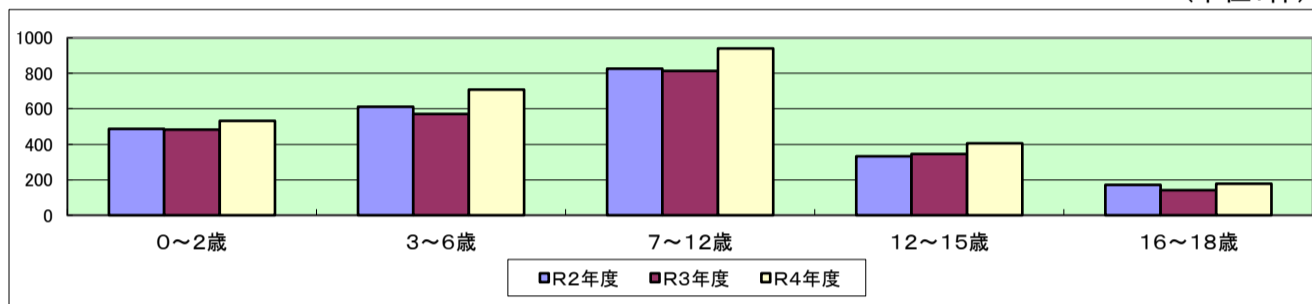
年齢別にみると「7～12歳」が940件と最も多く、次いで「3～6歳」708件、「0～2歳」533件となっており、全体の約8割を占めている。

##### 〈熊本県〉

(単位:件)

	0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	計
R2年度	488	612	827	332	171	2,430
	20.1%	25.2%	34.0%	13.7%	7.0%	100.0%
R3年度	482	570	813	345	142	2,352
	20.5%	24.2%	34.6%	14.7%	6.0%	100.0%
R4年度	533	708	940	405	178	2,764
	19.3%	25.6%	34.0%	14.7%	6.4%	100.0%

(単位:件)



##### 〈全国〉

(単位:件)

	0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	計
R3年度	38,752	52,615	70,935	30,157	15,201	207,660
構成比	18.7%	25.3%	34.2%	14.5%	7.3%	100.0%

#### ⑤主たる虐待者別対応件数

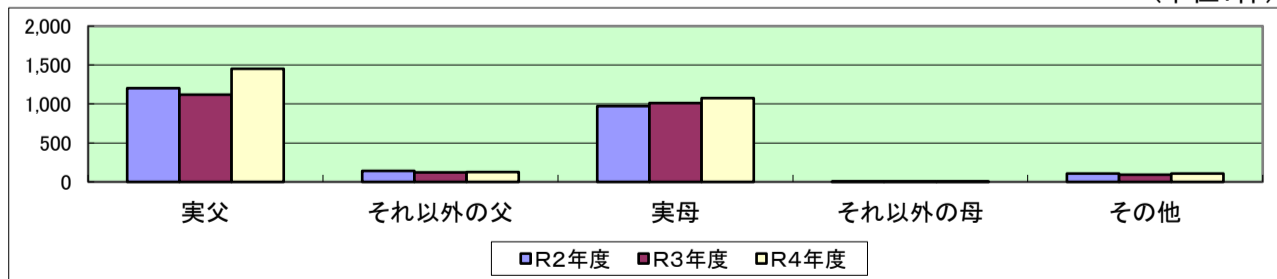
主たる虐待者でみると「実父」が最も多く、次いで「実母」が多くなっている。  
※「それ以外の父母」は継父母や養父母等、「その他」には祖父母や婚姻関係にない同居人等が含まれる。

##### 〈熊本県〉

(単位:件)

	実父	それ以外の父	実母	それ以外の母	その他	計
R2年度	1,202	141	974	5	108	2,430
構成比	49.5%	5.8%	40.1%	0.2%	4.4%	100.0%
R3年度	1,119	123	1,010	6	94	2,352
構成比	47.6%	5.2%	42.9%	0.3%	4.0%	100.0%
R4年度	1,451	125	1,076	6	106	2,764
構成比	52.5%	4.5%	38.9%	0.2%	3.8%	100.0%

(単位:件)



##### 〈全国〉

(単位:件)

	実父	それ以外の父	実母	それ以外の母	その他	計
R3年度	86,144	11,182	98,540	969	10,825	207,660
構成比	41.5%	5.4%	47.5%	0.5%	5.2%	100.0%

⑥処遇別対応件数

処遇別にみると、「助言指導」が最も多く、「継続指導」と合わせて全体の85%を占めている。

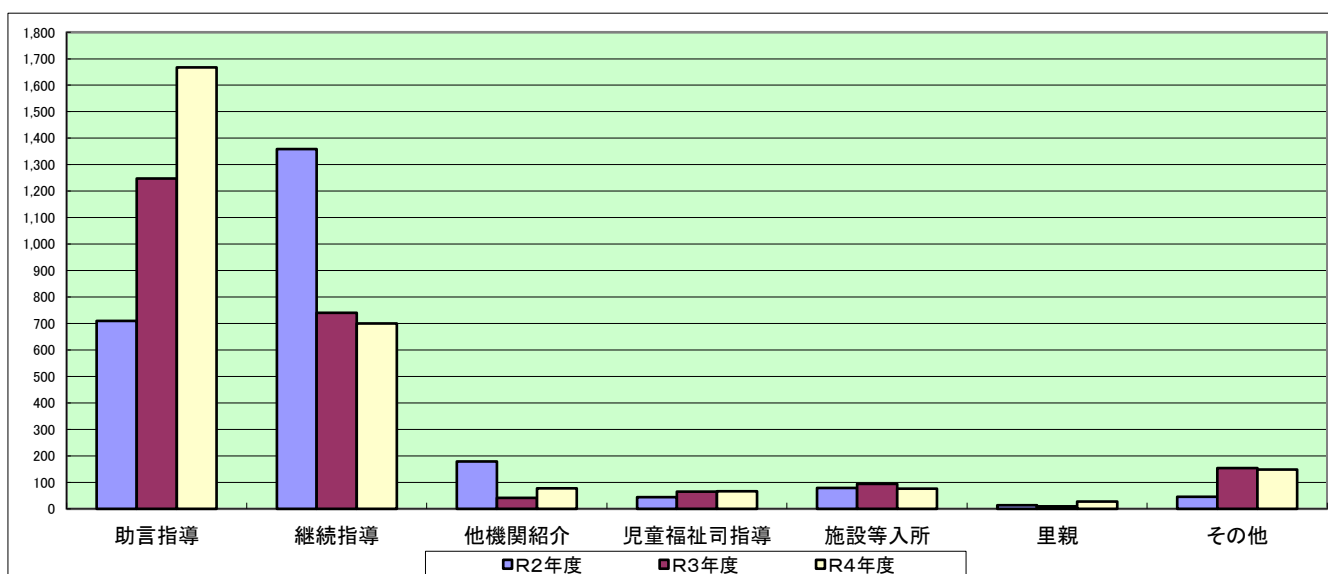
〈熊本県〉

(単位:件)

	助言指導	継続指導	他機関紹介	児童福祉司指導	施設等入所	里親委託	その他	計
R2年度	710	1,359	179	44	79	13	46	2,430
構成比	29.2%	55.9%	7.4%	1.8%	3.3%	0.5%	1.9%	100.0%
R3年度	1,248	740	42	65	94	9	154	2,352
構成比	53.1%	31.5%	1.8%	2.8%	4.0%	0.4%	6.5%	100.0%
R4年度	1,668	700	77	67	76	27	149	2,764
構成比	60.3%	25.3%	2.8%	2.4%	2.7%	1.0%	5.4%	100.0%

※「その他」には、児童家庭支援センター指導や市町村送致等が含まれる。

(単位:件)



〈全国〉

(単位:件)

	助言指導	継続指導	他機関紹介	児童福祉司指導	施設等入所	里親委託	その他	計
R3年度	133,774	40,213	3,708	4,807	3,792	617	22,064	208,975
	64.0%	19.2%	1.8%	2.3%	1.8%	0.3%	10.6%	100.0%

※前年度からの繰り越し、未処理等があるため、相談対応件数とは完全には一致しない。



### **3 国の児童虐待防止対策、県及び関係機関 の取組みについて**

**熊本県子ども家庭福祉課**

## (1) 国の児童虐待防止対策

- ・令和元年の児童福祉法改正における附則において、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていること等を踏まえ、国の社会保障審議会児童部会社会的養育推進委員会において、議論が行われ、令和4年2月に報告書がとりまとめられた。
- ・本報告書の内容を踏まえて、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4年6月に成立し、令和6年4月から施行される。

### <改正法概要>

- ① 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- ② 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- ③ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- ④ 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- ⑤ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ⑥ 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- ⑦ 児童をわいせつ行為から守る環境整備



# 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機能の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。  
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。  
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

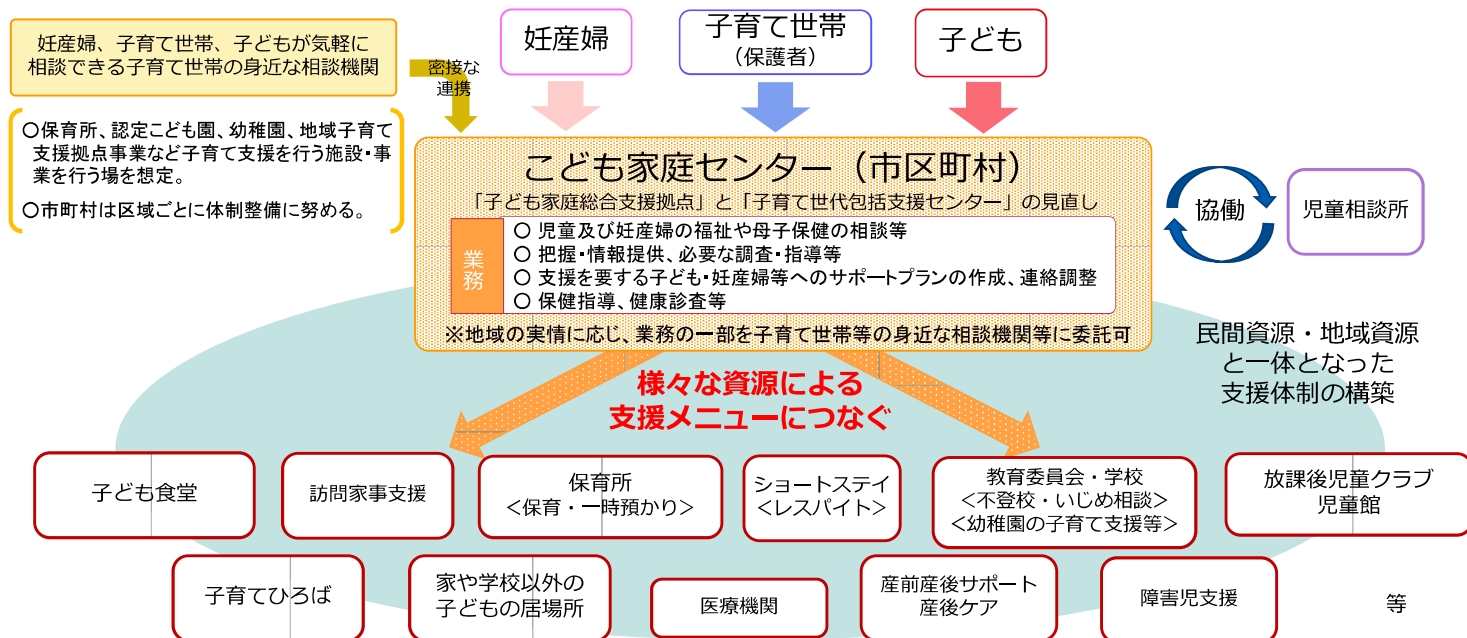
## こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

○ 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。**

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

○ この相談機関では、**妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



## 市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。  
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- **地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実**を図るとともに、**親子関係の構築に向けた支援**を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

新設

### 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。  
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

### 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う  
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

### 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達状況等に応じた支援**を行う。  
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

拡充

### 子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

### 一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

### 地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

## 都道府県等・児童相談所による支援の強化（2. 関係）

- **児童相談所の業務負荷が著しく増大**する中で、**民間と協働**し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、  
① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、**親子再統合支援事業**を制度に位置づける。  
② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、**里親支援センター**を児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など**支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業**を制度に位置づける。

### <親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。  
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

### <里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援**等を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

### <妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- **家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども**（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に**通所、訪問**により、食事の提供などの**日常生活の支援**を行う。**養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整**（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

## 社会的養育経験者の自立支援（3. ①関係）

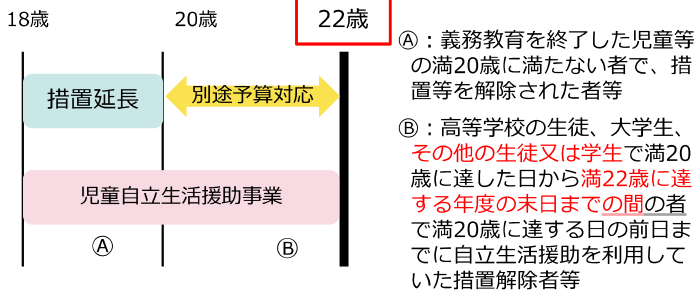
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、**都道府県が行わなければならない業務**にするとともに、
    - ① 児童自立生活援助事業の**対象者等の年齢要件等を弾力化**する、
    - ② **生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業**を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

### <児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

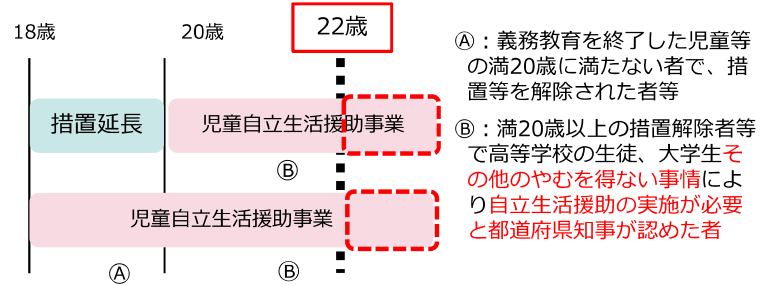
- 年齢要件について**都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能**（※）にするとともに、**教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和**する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

#### 【現行】



#### 【見直し後】



### <社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
  - ※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- **相互の交流を行う場所を開設**し、対象者に対する**情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等**を行う。

## 子どもの意見聴取等の仕組みの整備（4. 関係）

- 都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、
  - ① **子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ**、
  - ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、**子どもの意見聴取等を行うこと**とし、
  - ③ 子どもの**意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ**、その体制整備に努めることとする。

### <子どもの権利擁護に係る環境整備>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、**都道府県の児童福祉審議会等**（※）による調査審議・意見具申その他の方法により、**子どもの権利擁護に係る環境を整備**することを、都道府県等の業務とする。

※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

### <児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う**在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等**（※）に意見聴取等を実施
  - ※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。
- 子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

### <意見表明等支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
- 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、**意見聴取等により意見又は意向を把握**するとともに、それを**勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等**を行う。

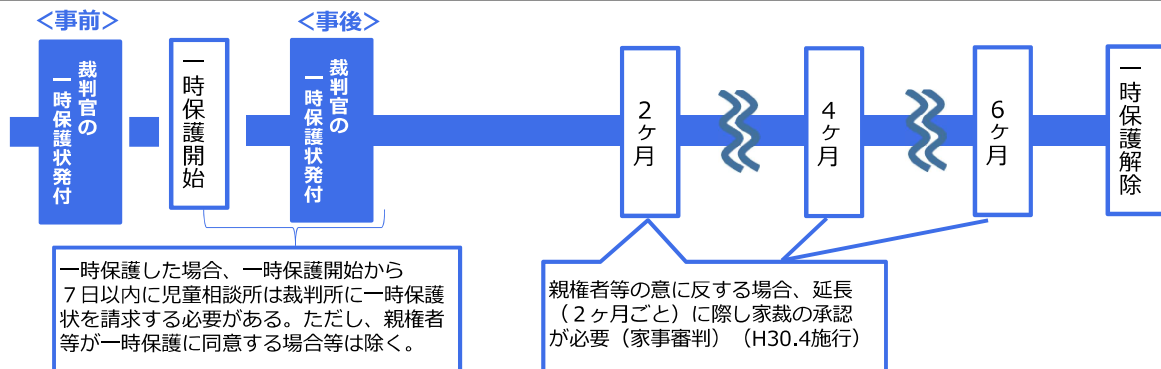
## 一時保護の開始時の司法審査等（５．関係）

### <一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、**一時保護開始の判断に関する司法審査**を導入する。
  - 裁判官が発付する**一時保護状による方法**（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
  - 対象として、**親権者等が一時保護に同意した場合**や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
  - 児童虐待のおそれがあるときなど、**一時保護の要件を法令上明確化**。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
  - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）

### <一時保護所の設備・運営基準の策定等>

- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、**新たに設備・運営基準を策定**し、下記の内容を規定する。
  - ・ **平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定**。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
  - ・ 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、**一時保護所が第三者評価を受ける**こととする。
- 児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。



## 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（６．関係）

- 子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、国の基準を満たした認定機関が認定した**研修等を経て取得する認定資格**（※）を導入する。

※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討

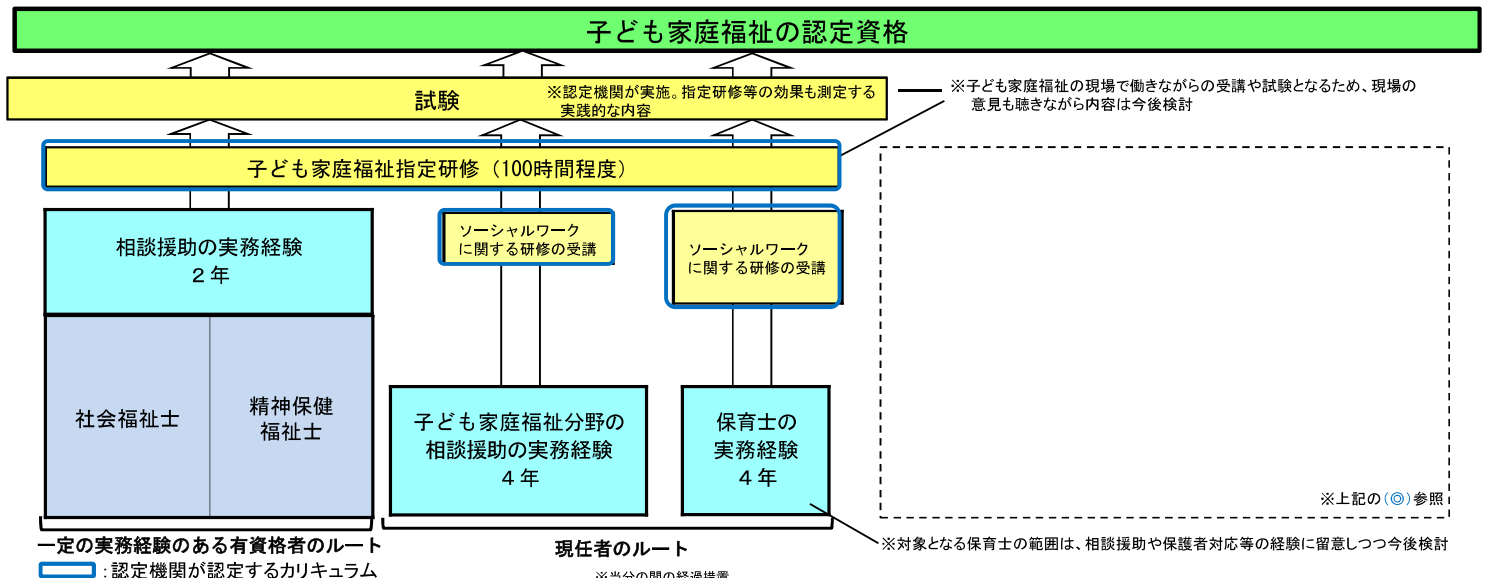
- この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして**児童福祉法上位置づける**（※1）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※2））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的対応を要する事項についての確かな措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

※2：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。

- 新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、**国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。**（◎）

※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保



**児童をわいせつ行為から守る環境整備（7. 関係）**  
**（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）**

改正事項	保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）
① 欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <b>3年</b>
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して <b>2年</b>	免許状失効等の日から <b>3年</b>
② 登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・ <b>わいせつ行為を行ったと認められる場合</b>
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合
③ わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	<b>わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合</b> に限り、再免許を授与することができる（※）	<b>わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、その後の事情から再登録が適当である場合</b> に限り、再登録することができる
④ わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備）	—	<b>わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）</b>	<b>わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する</b>

⑤そのほか、わいせつ行為を行ったベビーシッターについては、児童福祉法に基づく事業停止命令等の情報について公表できること等を規定することにより、利用者への情報提供を図る。

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。  
 ※ 法の規定に基づく対応

## (2) 県の要保護児童対策の取組み

### ○令和4年度の取組状況

#### 1. 三層構造の体制の確立

児童虐待防止体制の強化のため、各地域において「市町村 - 児童家庭支援センター - 児童相談所」の三層構造の児童相談体制により、児童虐待の未然防止・早期対応を図る。

##### 市町村

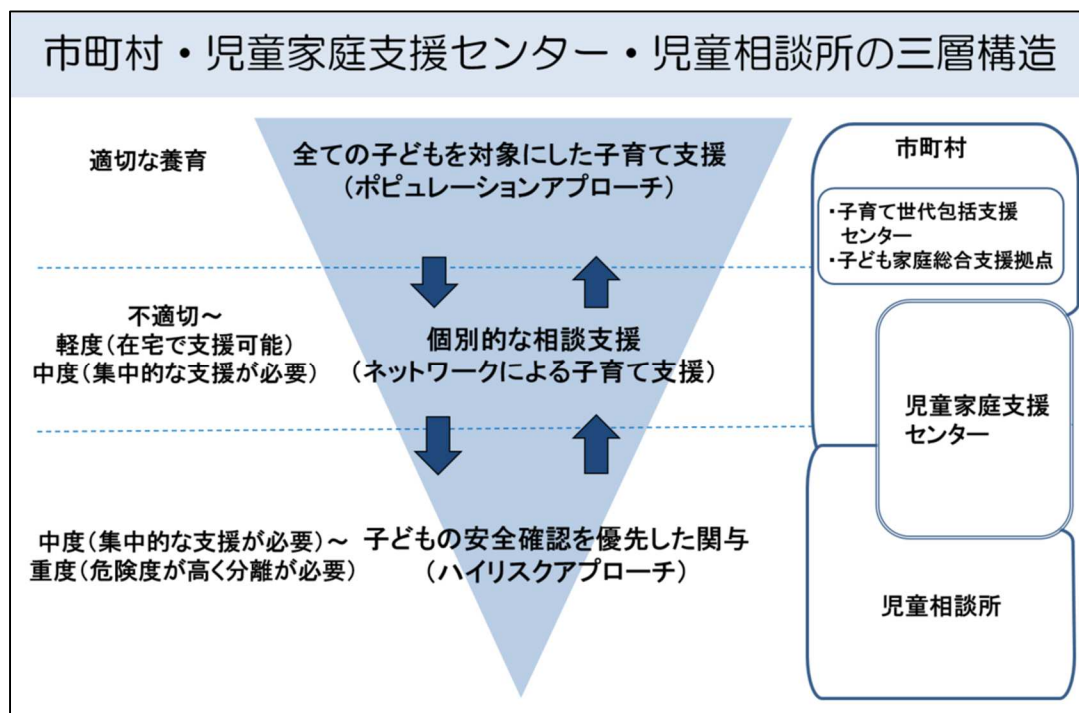
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進(R5.4.1現在 熊本市含め40市町村)
- ・市町村要保護児童対策地域協議会の活性化支援(市町村要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等の実施)

##### 児童家庭支援センター

- ・心理士による専門性を生かした相談対応等を行う「児童家庭支援センター」を令和3年度まで熊本市を含めて県内8か所に設置。
- ・令和3年度に発足した熊本県児童家庭支援センター協議会による研修会等の実施により、質の向上を図った。

##### 児童相談所

- ・児童福祉司及び児童心理司等の増員による体制強化
- ・引き続き、現職警察官の配置
- ・八代児童相談所において、所長等が児童相談業務への対応に注力できるよう次長職及び総務担当職員を配置するとともに、施設等入所児童への支援の充実を図るため施設班を設置。



## 2. ヤングケアラーへの支援

令和4年7月に県ヤングケアラー相談支援センターを開設し、コーディネーター配置による相談対応や関係機関職員への研修等を実施

県内の小学6年生、大学3年生等を対象とした実態調査を実施。令和3年度に実施した調査結果（中学2年生、高校2年生）を合わせて、全種別でヤングケアラーが一定数存在することを確認（調査結果は別添参照）

\* 世話をしている家族が「いる」と回答した生徒の割合は、全種別で一定割合存在

小学6年生 6.3%、大学3年生 2.4%

中学2年生 3.3%、全日制高校2年生 2.0%、

定時制高校2年生 1.2%、通信制高校2年生 2.8%

## 3. その他

特定妊婦等への支援

- ・ 特定妊婦等の把握や相談支援を行う産前・産後母子支援事業を実施（福田病院に委託）
- ・ 令和4年10月からは、特定妊婦等が安心して生活を行うための居場所の提供による支援を実施

県内（熊本市を除く）の特定妊婦の数：

- ・ 令和元年度末：62人、令和2年度末：129人、令和3年度末：85人

児童虐待対応関係機関連絡会議の実施

- ・ 県警察本部、県及び熊本市の本庁主管課、3つの児童相談所による連絡会議

地域振興局での要保護児童対策地域協議会等の開催

- ・ この他、管内市町村が開催する要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議、ケース検討会議）への参加・支援

児童虐待防止月間である11月に「子どもの虐待防止を考えるシンポジウム」を実施

- ・ 講師：四国こどもとおとなの医療センター 小児科医 木下 あゆみ氏

- ・ テーマ：多機関連携で子どもたちの未来を守る～児童虐待対応の現場から

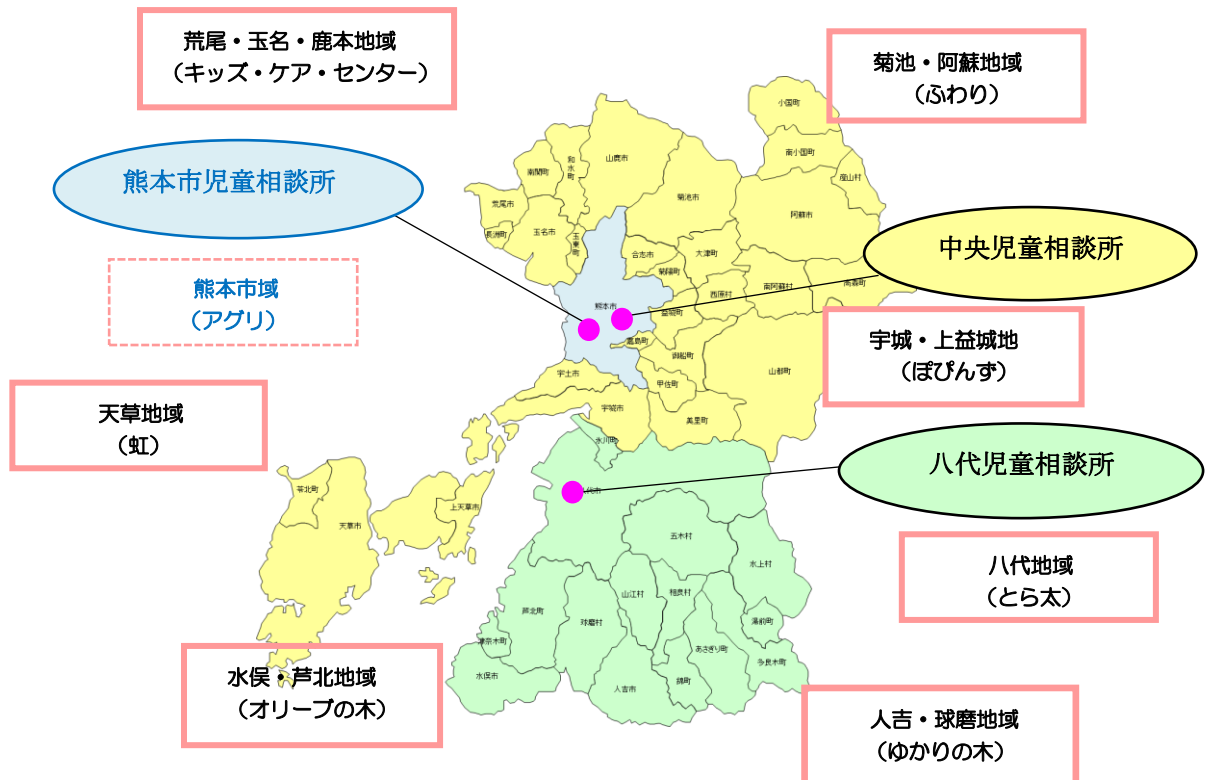
臨床医の視点～

子どもの権利擁護に関する普及・啓発、子どもの意見表明の支援等の取組みを実施

- ・ 一時保護所や児童養護施設に意見表明支援員を派遣し、子どもの意見表明支援を行う取組みをモデル的に実施

## 県内の児童家庭支援センター設置状況

	名称	実施主体	開設年月	所管地域
①	キッズ・ケア・センター	社会福祉法人慈愛園 (児童養護施設シオン園)	平成11年10月	荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市
②	ふわり	社会福祉法人やまなみ会	令和2年12月	阿蘇市、阿蘇郡、菊池市、合志市、菊池郡
③	オリーブの木	社会福祉法人光明童園 (児童養護施設光明童園)	令和3年2月	水俣市、芦北郡
④	虹	社会福祉法人啓明会(障がい児入所施設天草学園)	令和3年3月	天草市、上天草市、天草郡
⑤	ぽぴんず	NPO法人ポピンズくまもと	令和3年9月	宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡
⑥	とら太	NPO法人とら太の会	令和3年9月	八代市、八代郡
⑦	ゆかりの木	社会福祉法人つつじヶ丘学園(障がい児入所施設多良木学園)	令和3年11月	人吉市、球磨郡
⑧	アグリ ※熊本市所管	社会福祉法人熊本市社会福祉協会(熊本乳児院)	令和3年4月	熊本市





## 熊本県におけるヤングケアラーの実態調査結果（主な内容）

（単位：％）

No.	主な調査結果 概要	小学校 （6年生）	中学校 （2年生）	高校 （2年生）	大学 （3年生）
1	ヤングケアラーが「いる」と回答した学校は年齢が上がるほど増加する傾向	18.6 (34.1)	36.6 (46.6)	53.8 (49.8)	
2	ヤングケアラーと思われる子どもを外部の支援につないでいない割合は、小学校は国よりも低い	32.7 (42.7)	37.5 (37.9)	73.8 (62.9)	
3	世話をしている家族が「いる」と回答した児童等は全種別で一定割合存在（国よりはやや低い傾向）	6.3 (6.5)	3.3 (5.7)	2.0 (4.1)	2.4 (6.2)
4	世話を必要としている家族は「きょうだい」と回答した割合が最も高く、その割合は国よりも高い	79.3 (71.0)	75.8 (61.8)	66.1 (44.3)	50.0 (26.5)
5	相談した経験が「ない」と回答した割合が高い（国より高い傾向）	81.9 (76.1)	78.9 (67.7)	72.0 (64.2)	64.3 (66.6)
6	ヤングケアラーについて「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した大学生の割合が高い		9.0 (0.6)	12.7 (0.6)	58.4 (46.5)
7	どんな方法で相談にのってほしいか質問したところ「直接会って」が最も高い 前回調査及び大学3年生は県独自設問	79.4 (53.5)	71.8	68.8	100
8	どんなサービスがあるといいと思うか質問したところ「気軽に立ち寄れる居場所」が高い 【県独自設問】	39.1	38.7	44.9	73.3

（ ）は国調査結果

## ○熊本県社会的養育推進計画について

- ・令和2年3月に熊本県社会的養育推進計画を策定。  
計画期間：令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）の10年間

### ◎施策の柱

- ・当事者である子どもの権利擁護の取組み
- ・市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた熊本県の取組み
- ・里親等への委託の推進に向けた取組み
- ・特別養子縁組等の推進のための支援体制構築等に向けた取組み
- ・施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み
- ・一時保護改革に向けた取組み
- ・社会的養護自立支援の推進に向けた取組み
- ・児童相談所の強化等に向けた取組み

主な取組状況については、別添資料参照

- ・令和5年度は、熊本県社会的擁護推進会議、ワーキングチーム及びこども会において、進捗管理や協議を行う予定。
- ・また、令和5年度中に厚生労働省から、新計画策定要領が発出される見込み。これを受け、令和6年度までに見直しを行い、令和7年度からの新計画策定が必要となる予定。

## 熊本県社会的養育推進計画の主な取り組み状況

令和4年8月

### 1 当事者である子どもの権利擁護の取組み

- 児童相談所による施設等入所児童への訪問拡充【県児相・市児相】
- 一時保護児童への権利ノートの作成【県児相】
- 2週間に1回、一時保護児童へのアンケート実施【市児相】
- 一時保護児童退所アンケートの実施及び入所中意見への回答【県児相】

### 2 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた熊本県の取組み

#### ●子ども家庭総合支援拠点の設置状況

H31.4月	R2.4月	R3.4月	R4.4月
4市町	9市町	10市町	23市町村

- 子ども家庭支援拠点設置促進研修の開催【県】
- 市町村児童虐待対応マニュアルの改定【県児相】

### 3 里親等への委託の推進に向けた取組み

#### ●里親委託率と登録里親数の推移

(各年度末、人・%)

	R1		R2		R3	
	登録里親数	里親委託率	登録里親数	里親委託率	登録里親数	里親委託率
熊本県	121	12.2	127	11.5	162	13.6
中央児相	92	15.5	94	13.6	120	14.0
八代児相	29	6.6	28	8	42	10.4
熊本市	93	12.7	105	16.2	116	18.5
熊本県・熊本市計	214	12.4	232	13.5	278	15.6

#### ○フォスタリング機関の設置状況

- ・中央児童相談所管内（社会福祉法人 慈愛園）
- ・八代児童相談所管内（特定非営利活動法人 優里の会）
- ・熊本市児童相談所管内（社会福祉法人 熊本市社会福祉協会）(R3.4～)

#### ○里親制度の広報・啓発

- ・一般家庭へのポスティング
- ・市町村広報誌への掲載
- ・県内各地、福祉事業所での制度説明
- ・はあもにいフェスタでのパネル展示(熊本市)
- ・ポスター掲示、チラシ配布等を利用したくまもとお城まつりでの制度啓発(熊本市)
- ・菊池市、山鹿市、菊陽町でのパネル展(きらきら)
- ・20市町村に対する里親制度に係る周知・啓発(きらきら)

- ・氷川町図書館等計15か所におけるパネル展(優里の会)
- ・月刊情報誌を活用した里親制度の周知
- ・ラッピングバスの運行(水俣市・八代市各1台)(優里の会)

#### 4 特別養子縁組等の推進のための支援体制構築等に向けた取組み

- 産前・産後母子支援事業の地域展開・各地域における連携体制確立支援【県】
- 産前・産後母子支援事業の実施【市】

#### 5 施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

- 地域小規模児童養護施設の開設【各児童養護施設】
- 児童自立支援施設清水が丘学園の整備【県】
- 児童家庭支援センターの拡充による児童相談体制の充実【県、市】(県内8カ所)
  - ①荒尾・玉名・鹿本(社会福祉法人慈愛園) ②阿蘇・菊池(社会福祉法人やまなみ会)
  - ③水俣・芦北(社会福祉法人光明童園) ④天草(社会福祉法人啓明会)
  - ⑤八代(NPO 法人とら太の会) ⑥宇城・上益城(NPO 法人ポピンズくまもと)
  - ⑦人吉・球磨(社会福祉法人つつしが丘学園)
  - ⑧熊本市(社会福祉法人熊本市社会福祉協会)

#### 6 一時保護改革に向けた取組み

- 一時保護専用施設の設置【八代児童相談所管内】  
【中央児童相談所管内】
- 一時保護児童への権利ノートの配布【県児相】(再掲)
- 一時保護児童退所アンケートの実施及び入所中意見への回答【県児相】(再掲)
- 一時保護児童の進行管理会議での進捗管理【市児相】

#### 7 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

- 児童養護施設における職業指導員又は自立支援担当職員の配置
- 就学者自立生活援助事業の開始
- 施設退所児童等自立支援事業【県・市合同事業(特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル)】
- 児童養護施設退所者等自立支援貸付事業に新型コロナ対応分の追加

#### 8 児童相談所の強化等に向けた取組み

- 中央児童相談所、八代児童相談所の体制整備【県児相】  
(児童福祉司、児童心理司の増員等)
- 熊本市児童相談所の体制整備【市児相】  
(里親班の設置等)

## ○令和5年度の取組

### 1. 三層構造の体制の更なる推進

市町村・児童家庭支援センター・児童相談所の三層による相談体制の更なる強化を目指す。

#### **市町村**

- ・令和6年度からの改正児童福祉法の施行に伴い、母子保健と児童福祉を一体化した相談機関である「こども家庭センター」の設置促進
- ・市町村要保護児童対策地域協議会の活性化支援（市町村要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等の実施）

#### **児童家庭支援センター**

- ・市町村と児童家庭支援センターの連携会議の開催等による更なる連携強化
- ・熊本県児童家庭支援センター協議会による研修等の実施

#### **児童相談所**

- ・児童福祉司及び児童心理司の増員による体制強化

### 2. ヤングケアラーへの支援

- ・県ヤングケアラー相談支援センターによる相談対応や元当事者等によるピアサポート、オンラインサロン、関係機関職員への研修等実施

### 3. その他

#### **特定妊婦等への支援**

- ・特定妊婦等の把握や相談支援を行う産前・産後母子支援事業の実施
- ・特定妊婦等が安心して生活を行うための居場所の提供支援の実施

#### **児童虐待対応関係機関連絡会議の実施**

県警察本部、県及び熊本市の本庁主管課、3つの児童相談所による連絡会議  
児童虐待防止講演会の開催（令和5年11月）

子どもの権利擁護に関する普及・啓発、子どもの意見表明の支援等の取組みを実施

(3) 関係機関の取組み

熊本県公立 高等学校長 会	<b>令和4年度活動状況</b>
	校長会の委員会活動において、心身の健康、人権問題等の課題を協議した。また、九州地区人権教育研究協議会や全国高等学校長協会研究協議会での情報を含め、全会員に周知した。
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	校長会の委員会活動の充実。 関係団体との連携を強化し、生徒の健全育成、支援に努める。
熊本県国公立 幼稚園・こ ども園会	<b>令和4年度活動状況</b>
	・月1回程度、県役員会を実施し、その中で各ブロックの情報交換を行い、県内各ブロック・園の実態把握に努めている。
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	・昨年度同様、県役員会を月に1回程度行い、情報交換に努める。
熊本県私立 幼稚園連合 会	<b>令和4年度活動状況</b>
	当会へ虐待等の相談が持ち込まれたことはありません。デリケートな問題なので、事案が発生した場合は各園での対応となると思いますが、幼稚園内での虐待の件数は少ないと思われまます。
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	当会としての主立った活動はありませんが、虐待防止等の啓発チラシの配布等のご依頼があれば対応したいと考えております。 また、各園においては、送迎時の親御さんと子どもの様子や保育時の子ども達の様子を注視し、トラブルに早めに気づき早期対応が出来るよう日頃から取り組んでおります。
熊本県教育 庁学校安全・ 安心推進課	<b>令和4年度活動状況</b>
	○児童虐待に関する電話相談件数・・・12件(全598件中) ○SSW活用事業における児童虐待に係る支援件数 ・・・小中学校 100件(全3342件中)、県立学校 21件(全894件中) ○OSC活用事業における児童虐待に係る支援件数 ・・・小中学校 142件(全16921件中)、県立学校 21件(全5575件中)
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	○児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップを行う。 ○児童虐待防止月間の趣旨の周知とともに、児童虐待の防止に向けた学校等における取組をより一層推進するよう、公立幼稚園、各小中学校及び県立学校に指導する。
熊本県教育 庁社会教育 課	<b>令和4年度活動状況</b>
	①電話相談件数:178件 ※児童虐待に関する相談はなし ②令和4年度(2022年度)家庭教育相談事業(すこやか子育て電話相談)相談員研修会 【参加人数】:4人 【内容】 1 事業内容 「すこやか子育て電話相談」基本方針 「昨年度の実績について」 「サービスについて」 2 協議・情報交換等 「電話相談の対応等について」 ③広報啓発カードの配布 ・小学校入学予定者(小学新1年生)への配布(令和5年3月配布)
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	○平日の17:00から21:00、土曜日の13:00から17:00に実施。(年間291日実施予定) ○令和5年度(2023年度)家庭教育相談事業「すこやか子育て電話相談」相談員研修会実施 ※令和5年(2023年)5月1日(月)実施 ○3月に小学校新1年生へ広報啓発カードを配布予定

熊本県教育 庁体育保健 課	<b>令和4年度活動状況</b>
	要保護児童に特化したことではないが、県内13ブロックで、精神科医、小児科医、臨床心理士、精神保健福祉士、校長、養護教諭がチームを編成し、不登校等児童生徒の心の健康問題における学校の対応に関するアドバイスをを行った。 各ブロックで開催する研修会では、事例検討や個別相談等をとおして、学校の組織的対応力を高めた。
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	5月に実施する県全体の説明会において、事業の趣旨を周知し、関係者で共通理解を図った上で事業の推進を図る。
熊本県児童 家庭支援セン ター協議会	<b>令和4年度活動状況</b>
	①8センター、虐待相談延べ合計1,615件(相談経路は①家族②学校) ②全国児童家庭支援センター研究協議会 熊本大会 ハイブリッド開催 行政説明・家族療法・海外研修報告・虐待予防的支援体制作り 参加者約300名
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	九州地区児童家庭支援センター協議会で、九州一円で連携してオレンジリボン啓発運動計画中(自転車で各県のセンターを結ぶような取り組み)
熊本県里親 協議会	<b>令和4年度活動状況</b>
	里親協議会役員会 4回 さとおや時間交流会 4回 アドボカシーの研修会 1回 里親の小さな勉強会 5回 里親の困りごとアンケート実施 117名 回答75件 特別養子縁組家族交流会 3回
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	里親サロン開催 多数 慈恵病院との交流 1回 役員会 4回 各支部理事会 複数回
熊本県ファミ リーホーム協 議会	<b>令和4年度活動状況</b>
	ファミリーホームに委託されている児童の福祉増進・家庭養護の充実発展を図るため、情報交換や相互支援、事業制度の普及啓発を行い、社会的養護を必要とするすべての児童が家庭的な環境で暮らすことのできる社会の実現に向けて活動に取り組んだ。 (1) 概ね一カ月に一回の定例交流会 (2) 行政との情報交換、要望 (3) 協議会ホームページの開設
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	前年度の活動を継続しながら、更に家庭養護促進のため活動に取り組む。 (1) 概ね一カ月に一回の定例交流会 (2) 養育者同士の交流・共助・支援 (3) ファミリーホーム制度の普及啓発 (4) 里親支援機関、関係機関との連携、協力 (5) 児童福祉の知識・理解を習得するための場を設ける(勉強会など) (6) 行政と定期的に社会的養護に係る情報交換、意見交換 (7) 九州ブロックファミリーホーム協議会研究会熊本大会の開催 (8) ホームページ・会報で地域社会に開かれた会として活動を内外問わずに発信 (9) 新規ファミリーホームの開設サポート、里親委託率促進
熊本フォスタ リング機関協 議会	<b>令和4年度活動状況</b>
	・「くまもと里親フォーラム2022.10.15 すべての子どもたちに温かい家庭を」を県立劇場で開催した会場、YouTube 合わせて330名の申し込みがあり、社会的養護について講演や養育している里親の体験談を県民に伝えた。 ・3つのフォスタリング機関(きらきら、アグリ、優里の会)で定期的にミーティングを行い里親の開拓や研修支援等について協議を行った。
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	令和5年度も、昨年に引き続き3つのフォスタリング機関で定期的にミーティングを行い、虐待等で親と暮らせない子どもの養育の担い手の里親養育支援を継続していく。

熊本県民生 委員児童委 員協議会	<b>令和4年度活動状況</b>
	<p>令和4年度熊本県主任児童委員研修会の開催</p> <p>(1)開催方法 集合形式 令和4年9月13日(火)</p> <p>(2)参加者 県内主任児童委員 92名</p> <p>(3)プログラム 1日研修</p> <p>①講演 「ヤングケアラーについて」 講師 立教大学 コミュニティ福祉学部 福祉学科 助教 田中悠美子氏</p> <p>②実践報告「ヤングケアラーの支援について」(質疑応答含む) 講師 合志市東部民児協 主任児童委員 水上 和夫 氏</p> <p>③グループ協議(実践報告を踏まえて、課題検討・情報共有)</p>
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	<p>令和5年度市町村民生委員児童委員協議会会長研修会の開催</p> <p>(1)日時 令和5年7月25日(火)～26日(水)</p> <p>(2)対象者 単位民児協会長 107名</p> <p>(3)テーマ こども家庭庁の創設に伴う包括的支援の考え方 児童虐待に対する民児協の取組み及び関係機関との連携</p> <p>令和5年度熊本県主任児童委員研修会の開催</p> <p>(1)日時 令和5年9月19日(火)</p> <p>(2)対象者 県内主任児童委員 約180名</p> <p>(3)テーマ こども家庭庁の創設への対応。児童委員と主任児童委員の連携。</p>

熊本県養護 協議会	<b>令和4年度活動状況</b>
	<p>○研修会・講演会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県養護協議会中堅職員現任訓練 (10月)</li> <li>・熊本県養護協議会メンタルヘルスケア研修会 (12月)</li> <li>・熊本県養護協議会研修会(2月)</li> <li>・第69回九州児童福祉施設職員研究大会 (6月)</li> </ul> <p>○スポーツ大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県児童福祉施設球技大会 (7月)</li> <li>・熊本県児童福祉施設親善秋季スポーツ大会 (10月)</li> </ul>
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	<p>○研修会・講演会の開催予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県養護協議会機関連携研修会 (6月)</li> <li>・熊本県養護協議会新任職員現任訓練 (10月)</li> <li>・熊本県養護協議会性教育研修会(12月)</li> <li>・熊本県養護協議会講演会(2月)</li> </ul> <p>○スポーツ大会の開催予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県児童福祉施設球技大会 (7月)</li> <li>・熊本県児童福祉施設親善秋季スポーツ大会 (10月)</li> </ul>

熊本県弁護 士会	<b>令和4年度活動状況</b>
	<p>①子どもの人権相談窓口の実施 毎月第3土曜日 午後2時～4時(令和4年度の相談件数:20件)</p> <p>②子どもの人権相談拡大版として、春休み相談会(3/29～31)を実施(相談件数:2件)</p> <p>③①、②の広報のため、名刺サイズのカードを作成し、県内の中学・高校の全生徒へ配布</p>
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	<p>①子どもの人権相談窓口の実施 毎月第3土曜日 午後2時～4時</p> <p>②相談窓口についての生徒向けの広報</p> <p>③子どもの人権相談会拡大版の実施</p>



令和4年度活動状況					
熊本地方法務局人権擁護課	①児童に対する暴行・虐待に関する相談(電話・面談) 9件 ②会議・研修会・講習会等 資料1のとおり ③広報・啓発活動の内容 資料1のとおり ④「子どもの人権SOSミニレター」 平成18年度から実施しており、令和4年度は、県内全小・中学校の全学年に同レターを約17万2千通、児童養護施設、児童相談所及び図書館に約3千通配布し、90通96件の相談が寄せられた。そのうち3件については、人権擁護機関として関与を行い、調整・啓発等を行った。				
	資料1				
	番号	会議・研修会・講習会等の名称	内容等	講師	参加人数
	1	【会議】県連子ども人権委員会(年5回開催)	委員会の運営及び啓発活動等について		延べ約105名
	2	【会議】各地区協議会子ども部会	部会の運営及び啓発活動等について		延べ約550名
	番号	広報・啓発活動	内容等	回数 対象者等	
	1	講演会(人権教室)	幼稚園・保育園から高校まで、各学年に応じた人権教室を実施し、子どもの人権に関するDVD等の上映、紙芝居、意見交換会等の人権啓発を実施	145回 14,410名	園児・児童・生徒・保護者
	2	テレビ・新聞・広報等	「人権の花」イベントの紹介、「子どもの人権110番」強化週間の周知に関する広報等	1テレビ局 2地域ケーブルテレビ 3新聞社	各自治体広報誌 回数(未集計)
	3	ポスター・パンフ配布等	子どもの人権一般に関するリーフレット、「子どもの人権110番」強化週間周知のためのポスター等配布	小中学校、関係機関、報道機関、金融機関	3,696枚
	4	その他	「子どもの人権SOSミニレター」を、県内全小・中学校、児童養護施設、児童相談所及び図書館に配布	約174,700枚	
令和5年度取組(計画)					
昨年度同様、引き続き「子どもの人権SOSミニレター」、「子どもの人権110番」、「インターネットによる相談」、「SNS(LINE)による人権相談」などの相談業務を実施し、児童虐待を始めとする子どもに対する人権侵害事案の調査・救済に努める。また、いわゆる「旧統一教会」問題において、宗教との関わり起因して子どもの権利・利益が脅かされるといった相談があれば、その主訴に応じ、関係機関と連携して対応する。 また、例年実施している「人権教室」等の啓発活動については、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以前の水準では実施できていない状況であったが、今後、各種取組等を通じて、一層の人権尊重思想の啓発を推進する予定である。					

令和4年度活動状況	
熊本県警察本部人身安全対策課	① 令和4年中の警察から児童相談所への児童虐待通告人員数 1,669人(前年比+234人) 【内訳】身体的虐待322人、性的虐待9人、ネグレクト115人、心理的虐待1,223人(うち面前DV1,098人) ※上記は、令和4年1月から同年12月までの統計
	② 児童虐待対応関係機関連絡会議の開催(年3回、うち1回は研修を併せて実施) 【参加機関】(熊本県)子ども家庭福祉課、子ども未来課、学校安全・安心推進課、私学振興課、熊本県中央児童相談所、熊本県八代児童相談所 (熊本市)子ども政策課、保育幼稚園課、総合支援課、熊本市児童相談所 (警察) 人身安全対策課
	令和5年度取組(計画)
① 虐待を受けたと思われる児童を発見した際、速やかに児童相談所に通告する。 ② 児童虐待対応関係機関連絡会議を開催し、より一層の連携強化を図る。	

熊本県警察 本部生活安全企画課	<b>令和4年度活動状況</b> ①熊本県在住の漫画家と協働して制作した「自撮り被害防止広報啓発ポスター」(1,600枚)を学校、商業施設等に配布・掲示した。 ②SNSに起因する少年の非行・犯罪被害防止に関する保護者向け啓発冊子「スマホに弱い大人の教科書」(熊本県警察発行)を県警ホームページに掲載し、保護者等に対する情報発信を行った。また、同冊子を増刷(2万部)し、県内全ての令和5年度新中学1年生の保護者等に配布した。 ③少年相談電話「肥後っ子テレホン」において、少年又は保護者等から少年の非行、犯罪被害等に関する相談を115件受理した。 ④警察本部及び各警察署において、非行防止教室、保護者教室等を288回実施した。また、小学生向け・中学生向けの少年非行・被害防止チラシを作成(各1万5千枚)し、非行防止教室等を通して児童生徒に配布した。 ⑤警察本部及び熊本市内の警察署等7警察署にスクールサポーター(警察OB)11人を配置し、各学校等と連携の上、児童・生徒の問題行動等への対応(4,021回)、非行・被害防止教育の支援等(257回)、学校等における児童・生徒の安全確保対策(3,161回)等の活動を行った。 ⑥県内21地区の学校等警察連絡協議会、その上部組織である県学校等警察連絡協議会を開催するとともに、「県学警連だより」発行(3回)による非行実態をはじめとする各種情報の提供や、学校関係者等と協働した街頭補導の実施のほか、学校・警察相互連絡制度の効果的な運用を行った。 ⑦令和3年中における県内の少年非行統計及び少年非行防止に関する資料等を掲載した小冊子「肥後っ子のシグナル」(2万5千部)を作成し、県下の全小・中・高校に配布したほか、県民に広く配布し、少年の健全育成に対する意識高揚を図った。
	<b>令和5年度取組(計画)</b> ①少年相談電話「肥後っ子テレホン」において、少年又は保護者等から非行、犯罪被害等に関する相談を受け付け、必要な助言、指導等を行う。 ②警察本部及び各警察署において、非行防止教室、保護者教室等を実施する。 ③警察本部及び熊本市内の警察署等7警察署にスクールサポーター(警察OB)11人を配置し、児童・生徒の非行事案への対応、いじめ・校内暴力事案に対する指導・助言を行うため学校へ派遣する。 ④県下21地区の学校等警察連絡協議会、その上部組織である県学校等警察連絡協議会において、学校と警察が密接な情報交換と行動連携の強化を図り、生徒・児童の非行防止、被害防止及び安全確保その他健全育成施策を推進する。 ⑤令和4年中における県内の少年非行統計及び少年非行防止に関する資料等を掲載した小冊子「肥後っ子のシグナル」(2万部)を県民に広く配布して、少年の健全育成に対する意識高揚を図る。

熊本地方検 察庁	<b>令和4年度活動状況</b> ・児童虐待の通報件数は171件、うち司法面接実施件数は72件 ・警察、児童相談所及び検察庁が連携し、児童虐待事案を認知した際、早急に連絡をいただき、被害児童等の記憶が鮮明なうちに上記三者による司法面接を実施することができる体制を構築している。
	<b>令和5年度取組(計画)</b> 令和5年度も引き続き、被害児童等から事情聴取する必要がある場合、警察、児童相談所及び検察庁の三者で、聴取内容を事前に協議するなど、児童の心理的負担軽減に最大限考慮するとともに、聴取状況の録音録画を実施して供述内容等の情報共有を図る。

熊本県医師 会	<b>令和4年度活動状況</b> ・虐待、母子保健関連文書の郡市医師会及び関係医療機関への周知。 ・熊本県産前・産後母子支援事業報告会・講演会の後援、周知、啓発。 ・市町村と熊本県医師会の連携による妊婦健康診査・産婦健康診査・産後ケア事業の推進・啓発。
	<b>令和5年度取組(計画)</b> ・県内全市町村の妊婦健康診査事業の実施。 ・市町村と熊本県医師会が連携し、妊婦健康診査・産婦健康診査・産後ケア事業の推進・啓発を行う。

熊本県公的病院長会	<p><b>令和4年度活動状況</b></p> <p>[被虐待児等に係る対応]          当院における児童、DV、高齢者、障がい者等の虐待に係る事項を審議及び調整することを目的とした保護事案検討委員会を組織している。4ヶ月に1度開催する定期報告会では、県内の児童相談所や熊本市の保健子ども課の方にもご参加いただき、当院から児童相談所に通告や情報提供を行った児童に係る情報共有等を行っている。          また、虐待に関する案件を早期発見し、迅速対応を図ることを目的に週に一回ケース検討会(虐待対応作業部会)を実施している。ここでは外傷を理由に救急外来を受診した患者をピックアップし、多職種で養育環境に係る懸念や虐待の有無について協議している。協議後は必要に応じて児童相談所や行政に情報提供を実施している。          さらに、虐待が疑われるような児童を発見した場合等、突発的な事案が発生した際には、臨時ケース検討会も開催している。昨年度の臨時報告会は12回開催。昨年度の介入事例の合計は154ケース。うち児童相談所への通告件数は17件。</p> <p>[研修会について]          昨年度は院内職員への啓蒙を目的に2回の研修会を実施している。          ① 第1回「子ども虐待対応プログラムBEAMS Stage I」          講師: 社会医療法人聖ルチア会 聖ルチア病院 神菌淳司 先生          内容: 児童虐待に係る基礎知識や診療時の注意点、対応時の心得等          形式: Webexミーティング          参加者数: 51名          ② 第2回「児童虐待対応に関する研修会」          講師: 山家純一(保護事案検討委員長)、武藤雄一郎(保護事案検討副委員長)          内容: 保護事案検討委員会の活動紹介及び虐待発見時マニュアルの内容(主に初期対応)          形式: YouTube(当院公式チャンネル・限定公開)          参加者数: 290名</p> <p>[広報・啓発]          上記、ケース検討会(虐待対応作業部会)に挙げられる症例には家庭内での事故が多く散見される。その中でも異物誤飲や階段等からの転落、チャイルドシートの不適切な使用による外傷が多い。そのような事故について、患者家族に注意を呼びかけるために事故予防に係るポスターの院内掲示やリーフレット配布を実施している。</p>
	<p><b>令和5年度取組(計画)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで同様に保護事案検討委員会、虐待対応作業部会を開催し、要保護児童への対応を継続していく。</li> <li>・院内職員への教育及び啓発を目的として、児童虐待対応に精通した講師の院内講演会の開催を継続。</li> <li>・県内の各児童相談所及び医療機関との連携強化を目的に、合同のミーティングを関係機関と共同で開催予定。</li> </ul>

熊本県薬剤師会	<p><b>令和4年度活動状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校での学校保健委員会に参加して、健康教育や環境教育を支援している。</li> <li>・学校薬剤師が医薬品適正使用教育、薬物乱用防止教育のための講演を行った。</li> <li>・小冊子「くすりは正しく使ってこそくすり」を小学校へ配布した(7校、約900部)。</li> </ul>
	<p><b>令和5年度取組(計画)</b></p> <p>本年度も引き続き、上記のような活動を行う予定である。</p>

熊本県看護協会	<p><b>令和4年度活動状況</b></p> <p>当看護協会の重点事業の一つである「母子のための安全・安心な地域包括ケアシステムの推進」として取り組んだ</p> <p>①子どもの命と権利を守る活動への参画          ②「命の大切さを伝える」活動として、中学校、高等学校への出前授業          熊本県内 中学校 16校 1,327名、高等学校 4校 1,897名 (計20校 3,224名)          ③「母子のための地域包括ケアシステム(産後ケア事業)の“今”～地域・施設間の連携強化、定着・拡充に向けた取り組み～」について、地域包括ケアに係る県・市町村保健師、開業助産師、施設助産師からの情報提供および交流会の開催 54名          ④熊本県子ども医療電話相談事業(#8000)相談員への支援(電話相談看護職の紹介、熊本県子どもの医療電話相談事業運営委員会参加、#8000相談員意見交換会出席)</p>
	<p><b>令和5年度取組(計画)</b></p> <p>令和5年度も引き続き、当看護協会の重点事業の一つとして「子どもの命を守る推進事業」に取り組む</p> <p>①「命の大切さを伝える」活動として、小中学校、高等学校への出前授業          ②保健師職能、助産師職能による合同交流会 令和5年6月17日(土)          「母子の笑顔のために～保健師・助産師でつくる母子の地域包括ケア～」          ③「思春期にある対象者の理解 / 性教育のあり方」研修会 令和5年8月19日(土)開催予定          参加対象者: 養護教諭・助産師・保健師他          ④「知っていかそう、こどもとその家族への支援」研修会 令和5年11月21日(火)開催予定          参加対象者: 看護職          ⑤熊本県子ども医療電話相談事業(#8000)への支援          ⑥「子どもの命と権利を守る活動推進協議会」活動への参画</p>

熊本市子ども家庭福祉課	令和4年度活動状況
	<p>①相談対応受付件数: 389件</p> <p>②(ア)子ども家庭福祉課(旧:子ども政策課)、各区保健子ども課において実施(代表者会議、各区実務者会議、各区進行管理会議、個別検討会議)(イ)要保護児童対策調整機関の調整担当者研修の実施</p> <p>③子ども家庭福祉課(旧:子ども政策課)において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くまもと市オレンジリボンキャンペーンを実施</li> <li>・児童虐待防止啓発用ポスター、リーフレットの配布、ラッピングバスによる児童虐待防止推進啓発</li> <li>・「市政だより」に児童虐待防止に関する特集を掲載、市庁舎ロビーでのパネル等掲示</li> <li>・市広報紙・ラジオ等による広報</li> </ul> <p>④産前・産後母子支援事業の実施</p>
熊本市子ども家庭福祉課	令和5年度取組(計画)
	<p>(1) 熊本市要保護児童対策地域協議会の開催</p> <p>①代表者会議: 年1回開催 ②区児童虐待防止連絡会議(実務者会議): 各区年1回程度開催</p> <p>③区進行管理会議: 各区月1回程度開催 ④個別ケース検討会議: 必要に応じて開催</p> <p>(2) 相談対応能力向上のための職員研修(派遣及び職場)</p> <p>(3) 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修の実施</p> <p>(4) 児童虐待防止に関する啓発活動</p> <p>①啓発パンフレット、ポスター、パネル掲示 ②くまもと市オレンジリボンキャンペーン</p> <p>(5) 妊娠相談事業</p> <p>①産前・産後母子支援事業 ②妊娠内密相談センター開設(R5.4.1)</p> <p>(6) 子ども・若者に関する相談事業</p> <p>(7) 子育て短期支援事業(新規:親子入所等支援事業)</p> <p>(8) こんにちは赤ちゃん事業</p> <p>(9) 養育支援家庭訪問事業, 子育て世帯訪問支援事業(新規:ヤングケアラー、特定妊婦を対象に含む)</p> <p>(10) こどもの居場所支援事業</p> <p>(11)こどもの権利擁護推進事業</p>

熊本市児童相談所	令和4年度活動状況																																																															
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="6">平成30年度～令和4年度 児童虐待相談対応件数</td> <td colspan="2">令和4年度 虐待種別内訳</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td></td> <td>対応件数</td> </tr> <tr> <td>対応件数</td> <td>908</td> <td>1,114</td> <td>1,360</td> <td>1,325</td> <td>1,425</td> <td>身体的虐待</td> <td>414</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>性的虐待</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>心理的虐待</td> <td>812</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ネグレクト</td> <td>191</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4">令和4年度 一時保護について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保護人数</td> <td>平均保護日数</td> <td>最多保護日数</td> </tr> <tr> <td>一時保護所</td> <td>141</td> <td>43.9</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>一時保護委託</td> <td>136</td> <td>41.3</td> <td>203</td> </tr> </table>	平成30年度～令和4年度 児童虐待相談対応件数						令和4年度 虐待種別内訳			H30	R1	R2	R3	R4		対応件数	対応件数	908	1,114	1,360	1,325	1,425	身体的虐待	414							性的虐待	8							心理的虐待	812							ネグレクト	191	令和4年度 一時保護について					保護人数	平均保護日数	最多保護日数	一時保護所	141	43.9	170	一時保護委託	136	41.3
平成30年度～令和4年度 児童虐待相談対応件数						令和4年度 虐待種別内訳																																																										
	H30	R1	R2	R3	R4		対応件数																																																									
対応件数	908	1,114	1,360	1,325	1,425	身体的虐待	414																																																									
						性的虐待	8																																																									
						心理的虐待	812																																																									
						ネグレクト	191																																																									
令和4年度 一時保護について																																																																
	保護人数	平均保護日数	最多保護日数																																																													
一時保護所	141	43.9	170																																																													
一時保護委託	136	41.3	203																																																													
熊本市児童相談所	令和5年度取組(計画)																																																															
	<p>1 児童相談所の体制強化</p> <p>児童虐待防止対策の強化を図るため、令和2年度に児童福祉法等の一部が改正され、令和2年4月より児童相談所の体制強化が取り組まれている。本市においても、R5.4月現在において、対R1年度で、児童福祉司7人増(35人)、児童心理士5人増(18人)となった。開設当時より継続して、警察官や教職員、保健師など専門職の配置を行うと共に、R3年度には弁護士、R4年度には医師(小児科医)を配置するなど、体制の強化を図ってきたところである。</p> <p>また、子ども家庭庁の創設に伴い、熊本市においては、R5.4.1に子どもをめぐる複雑かつ多岐にわたる課題への対応と、全庁的・総合的な牽引役を担う「子ども局」が創設された。この組織改編により、児童相談所も部相当の組織として位置付けられたことで、これまで以上に組織の専門性を高め、児童虐待をはじめ様々な児童の問題に、迅速且つ適切に対応していく。</p> <p>2 里親養育包括支援(フォスタリング)事業</p> <p>平成28年改正の児童福祉法において「家庭養育優先原則」が明記され、社会的養護を必要とする児童に対し、より家庭と同様の養育環境を提供する方針が示された。その為、令和2年3月に「熊本県社会的養育推進計画」を策定され、里親やファミリーホームにおける養育の推進に取り組んでいる。</p> <p>本市においては、R3.4より、里親支援に係る一連の業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制を業務委託により構築し、里親登録者の開拓と里親養育の質の向上を図っている。</p> <p>①登録里親への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※里親支援計画の作成や家庭訪問、委託児童の関係者会議の開催、児童の自立支援、障がい児童の支援、レスパイトケアの調整、マッチング支援など</li> </ul> <p>②里親希望者への支援</p> <p>③広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※バス等への公告掲出、テレビCM作成、里親座談会やフォーラム、啓発映画上映会の開催、ポスター掲示やチラシ配布、パネル展の実施、企業との連携、出前講座や説明会開催など</li> </ul> <p>④里親向け研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※里親登録研修、登録更新研修、専門里親更新研修、スキルアップ研修などの実施</li> </ul>																																																															

熊本県健康福祉部社会福祉課	<b>令和4年度活動状況</b>
	生活困窮者自立支援法に基づき、県内各市町村に相談窓口を設置し、生活困窮者に対する就労、家計相談及び子どもの学習支援等を行った。 中でも子どもの学習支援では、生活保護、生活困窮世帯の子供に対して、塾形式及びSNSを活用した学習支援や家庭訪問による生活習慣、育成環境の改善に関する助言を行った。(令和4年度実績:247人(熊本市除く))
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	生活困窮者自立支援法に基づき、県内各市町村に相談窓口を設置し、生活困窮者に対する就労、家計相談及び子どもの学習支援等を行った。 中でも子どもの学習支援では、生活保護、生活困窮世帯の子供に対して、塾形式及びSNSを活用した学習支援や家庭訪問による生活習慣、育成環境の改善に関する助言を行った。(令和4年度実績:247人(熊本市除く))

熊本県健康福祉部子ども未来課	<b>令和4年度活動状況</b>
	○発達障がい児早期発見・早期支援事業 (1)発達障がいに関する研修会の開催 発達障がいの早期発見・早期支援について、関係者の資質向上のための研修会を1回(参加者124人)開催した。 (2)発達障がいに関する手引書の配布 発達障がいに係る啓発を含めた育児に困ったときの手引書として、保護者向け手引書を、約8,500冊増刷し、各市町村を通じて乳幼児の保護者へ配布を行った。 (3)現任保育士等研修事業 保育課題別重点研修では、児童の虐待防止研修、発達障がい研修等3つの項目で集合型及びオンライン研修を計6回実施し、271人の保育士等が参加した。  ○妊娠・出産包括支援事業 (1)子育て世代包括支援センター設置に向けた取組み促進 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備に向け、市町村における子育て世代包括支援センター設置に向けた助言等の支援を行った。
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	○発達障がい児早期発見・早期支援事業 (1)発達障がいの早期発見・早期支援について、関係者の資質向上のための研修会を開催する。 (2)発達障がいの早期発見・早期支援の視点を含め、育児に困ったときの保護者向け手引書を、乳幼児の保護者へ配布する。 (3)現任保育士等研修事業における保育課題別重点研修では、児童の虐待防止、発達障がい等3つの項目で集合型及びオンライン研修にて実施する。  ○妊娠・出産包括支援事業 (1)市町村における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備に向け、産後ケア事業等の支援の取組み促進を図るため、研修会を開催するとともに、地域の実情に応じて取り組みができるように市町村の個別支援を行う。

熊本県健康福祉部障がい者支援課	<b>令和4年度活動状況</b>
	・障害児通所支援事業者、障害児入所施設設置者等に対する定期の現地指導において、虐待防止に向けた取組状況の確認・指導を実施した。 ・令和5年3月に障害福祉サービス事業者等に対する集団指導を実施し、障害児通所支援事業者、障害児入所施設設置者等に対して児童虐待について講習を実施した。
	<b>令和5年度取組(計画)</b>
	・障害児通所支援事業者、障害児入所施設設置者等に対する定期の現地指導において、虐待防止に向けた取組状況の確認・指導を実施する。 ・障害児通所支援事業者、障害児入所施設設置者等に対する集団指導の場で児童虐待について講習を実施する。

熊本県精神保健福祉センター	<b>令和4年度活動状況</b>
	当センター「こころの健康相談電話」への子育て中の方からの相談で、子どもの状況が心配される場合には、市町村担当課や児童相談所等との情報交換、連携を行っている。令和4年度には、一旦要対協としては終了していたが、当センターでの相談対応、関係機関との連携により再受理されたケースもあった。

熊本県子ども総合療育センター	<b>令和4年度活動状況</b> ○虐待疑いの情報提供件数 13件 ○実施した研修 (職員向け) ・職員の採用・転任初日に虐待防止研修を実施 ・部署ごとに虐待防止マニュアル等を利用したの定期的研修を実施 ・全体研修(児童養護施設長による研修)を実施 (保護者向け) ・コミュニケーションや指示が入りにくい自閉症スペクトラムの児童への関わり方について保護者に研修会を実施
	<b>令和5年度取組(計画)</b> ○研修計画 (職員向け) ・職員の採用・転任初日に虐待防止研修を実施 ・部署ごとに虐待防止マニュアル等を使用したの定期的研修を実施 ・他施設との交流・見学 (保護者向け) ・コミュニケーションや指示が入りにくい自閉症スペクトラムの児童への関わり方について保護者に研修会を実施

熊本県環境生活部人権同和政策課(人権センター)	<b>令和4年度活動状況</b> 1 研修・人材育成事業 ・Web講座「子どもの人権と児童虐待」:視聴回数665回 ・講師派遣(子どもの人権に関するテーマ):6回実施、558人受講 2 広報・啓発 ・ココロ通信(第50号):子どもの人権の啓発記事を掲載 3 情報提供事業 県人権センター(行政棟新館2階)で、図書・DVD等の無料貸出、人権啓発映画の上映等を実施 ・図書、DVD等の貸出(子どもの人権に関するテーマ):47回 ・人権啓発映画上映(子どもの人権に関するテーマ):8回 4 相談事業 県人権センターに寄せられた相談について、傾聴、助言、他の相談機関等を紹介する等の対応 ・子どもの人権にかかる相談:2件(うち虐待にかかる相談:1件)
	<b>令和5年度取組(計画)</b> 1 研修・人材育成事業 WEB講座、登録講師派遣制度等による研修を実施 2 広報・啓発 人権情報誌の各種媒体、人権作品募集等による啓発を実施 3 情報提供事業 県人権センター(行政棟新館2階)で、図書、DVD等の無料貸出、人権啓発映画の上映等を実施 4 相談事業 県人権センターに寄せられた相談について、傾聴、助言、他の相談機関等を紹介する等の対応

熊本県女性相談センター	<b>令和4年度活動状況</b> ・地域の要保護児童対策協議会・DV対策協議会への参加(書面对応含む) ・福祉事務所等相談員ブロック研修会の実施(DV対応、児童相談所との連携等の講話等) ・児童相談所の連携機関としての対応(児童相談所への虐待案件の情報提供、面接同席、母子の一時保護等)
	<b>令和5年度取組(計画)</b> ・地域の要保護児童対策協議会・DV対策協議会への参加 ・児童相談所の連携機関としての対応、母子支援

## 熊本県要保護児童対策地域協議会連絡網

関係機関名	連絡責任者		担当者		TEL	FAX	アドレス
	役職	氏名等	役職	氏名			
熊本県公立高等学校長会	会長	牛田 卓也	事務局 長	小林 博	096-326-3932	096-326-5527	koutyukai-kumamoto@email.plala.or.jp
熊本県国公立幼稚園・こども園会	会長	渡邊 倫子	副会長 (宇土市立宇土幼稚園 園長)	小山 浩之介	0964-22-0326	0964-22-6306	uto-youchien@uto.kumamoto.jp
熊本県小中学校長会	会長	石加 浩二	事務局 長	中曾 哲也	096-384-3242	096-384-7409	kuma-sck@kbns.cgr.jp
熊本県私立中学高等学校協会	会長	池田 廣	事務局 長	満原 裕治	096-372-5221	096-372-5235	maim@k-shigaku.com
熊本県私立幼稚園連合会	理事長	大矢野 隆嗣	理事 (武蔵ヶ丘幼稚園 園長)	亀井 万紀子	096-237-7286	096-237-7287	kumamoto@kenshiyo.or.jp
熊本県児童家庭支援センター協議会	会長 (ポピンズくまもと 理事)	坂口 明夫	事務局 (光明童園 理事長)	堀 浄信	0966-83-9412	0966-83-9418	olive.engawa@iaa.itkeeper.ne.jp (児童家庭支援センター オリーブの木)
熊本県里親協議会	会長	岩見 照也	事務局 長	米田 勇人	096-201-4295	096-201-4295	satooya.kumamoto@ari.bbiq.jp
熊本県ファミリーホーム協議会	会長	永島 洋三郎	事務局 長 事務局	宮津 美光 宮津 航一	096-380-4666	096-380-4666	pygkb624@yahoo.co.jp
熊本フォスタリング機関協議会	事務局 長 (優里の会 理事長)	黒田 信子	事務局 長 (優里の会 理事長)	黒田 信子	096-234-8967	096-234-8968	satooya@yuurinokai.com
熊本県保育協会	理事長	福嶋 義信	事務局 長	森上 大右	096-322-0038	096-322-0090	k-hoiku@crux.ocn.ne.jp
熊本県保育協議会	会長	本藤 潔	事務局 (県社会福祉協議会)	西 俊也	096-324-5462	096-355-5440	hoikukyo@kumashakyo.jp
熊本県民生委員児童委員協議会	会長	季平 聖也	事務局 (県社会福祉協議会)	島崎 三和子	096-324-5470	096-355-5440	minjikyo@kumashakyo.jp
熊本県養護協議会	会長 (龍山学苑長)	上村 宏洙	事務局 (県社会福祉協議会)	北村 知美	096-324-5462	096-355-5440	yougokyo@kumashakyo.jp
熊本県人権擁護委員連合会	人権擁護課 長	大濱 賢彦	人権擁護係 長	橋本 裕実	096-364-2145 (内線412)	096-364-2147	jinken-kumamoto@moj.go.jp

## 熊本県要保護児童対策地域協議会連絡網

関係機関名	連絡責任者		担当者		TEL	FAX	アドレス
	役職	氏名等	役職	氏名			
熊本地方務局	人権擁護課長	大濱 賢彦	人権擁護係長	橋本 裕実	096-364-2145 (内線412)	096-364-2147	jinken-kumamoto@moj.go.jp
熊本県弁護士会	会 長	渡辺 裕介	事 務 局	長岡 絵里奈	096-325-0913	096-325-0914	e-nagaoka@kumaben.or.jp
熊本県警察本部人身安全対策課	課 長	福岡 淳一	企 画 係 長	榎田 悠介	096-381-0110	096-381-0110	jinan@police.pref.kumamoto.jp
熊本県警察本部生活安全企画課	課 長	高木 哲	肥後っ子サポート センター係主任	村田 信作	096-381-0110 (内線3085)	096-384-4976	higokko@police.pref.kumamoto.jp
熊本地方検察庁	統括捜査官	和田 健	主任捜査官	保楊枝 由貴	096-323-9038	096-323-9040	
熊本県医師会	会 長	福田 稔	県 医 師 会 課 業 務 Ⅱ 課	川上 伊知郎	096-354-3838	096-322-6429	kenishikai@kumamoto.med.or.jp
熊本県公的病院長会	会 長	平田 稔彦	熊本赤十字病院 医療社会事業課長	嶋田 久美子	096-384-2111	096-384-3939	iryousyakai@kumamoto-med.jrc.or.jp
熊本県歯科医師会	会 長	伊藤 明彦	書 記	奥村 和久	096-343-8020	096-343-0623	okumura@kuma8020.com
熊本県精神科協会	会 長	相澤 明憲	事 務 局 長	島川 圭二	096-385-7848	096-385-7868	kaph137@alto.ocn.ne.jp
熊本県薬剤師会	会 長	富永 孝治	事 務 局	白石 晴子	096-370-5800	096-370-5888	info@kumayaku.or.jp
熊本県看護協会	会 長	本 尚 美	総 務 部	組永 英美	096-369-3203	096-369-3204	kna43@pastel.ocn.ne.jp
熊本県市長会	会 長	佐藤 義興	主 事	松永 直子	096-331-0008	096-365-0707	mayors@kumapmps.jp
熊本県町村会	会 長	荒木 泰臣	総務課主査	渡辺 亮太	096-368-0011	096-368-0004	choson@c-kumamoto.gr.jp
熊本市こども家庭福祉課	課 長	西嶋 達也	技 術 参 事	和田 恭子	096-366-3030	096-366-8260	kodomokateifukushi@city.kumamoto.lg.jp
熊本市児童相談所	所 長	戸澤 角充	主幹兼主査	境 貴 紀	096-366-8181	096-366-8222	jjidousoudan@city.kumamoto.lg.jp



## 熊本県要保護児童対策地域協議会連絡網

関係機関名	連絡責任者		担当者		TEL	FAX	アドレス
	役職	氏名等	役職	氏名			
熊本県教育庁学校安全・安心推進課	課長	岸良 優太	指導主事	河村 健文	096-333-2720	096-385-5558	kawamura-t@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県教育庁社会教育課	課長	福永 公彦	参事	佐藤 祐樹	096-333-2697	096-387-0089	sato-y-d@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県教育庁体育保健課	課長	奥園 栄純	指導主事	小島 慶子	096-333-2712	096-382-5962	kojima-k-dk@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県総務部私学振興課	課長	枝國 智一	参事	中石 英之	096-333-2064	096-384-6552	nakaishi-h@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県健康福祉部社会福祉課	課長	原田 義隆	主事	梯 雄介	096-333-2198	096-381-9025	syakaihukushi@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県健康福祉部医療政策課	課長	笠 新	主任技師	吉住 優花	096-383-7020 医療安全 相談窓口	096-385-1754 (医療政策課)	iryoseisaku@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県健康福祉部子ども未来課	課長	木村 和子	主任技師	白木 千扇	096-333-2209	096-383-1427	furukawa-c@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県健康福祉部障がい者支援課	課長	高三 瀧 晋	参事	小島 聖	096-333-2233	096-383-1739	shogaishieni@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県環境生活部人権同和政策課	課長	早田 吉秀	参事	林田 和大	096-333-2300	096-383-1206	hayashida-k-do@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県精神保健福祉センター	所長	富田 正徳	参事	渡邊 知子	096-368-1255	096-368-1256	matsuo-t-db@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県こども総合療育センター	所長	池邊 顕嗣朗	地域療育部長	御幡 優二	0964-32-1144	0964-32-1179	obata-y@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県女性相談センター	所長	増田 要一	主事	金子 かおり	096-381-4454	096-381-4412	kaneko-k-dr@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県中央児童相談所	所長	村上 善生	主任主事	沼田 駿太	096-381-4451	096-381-4412	numata-s@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県八代児童相談所	所長	小林 寿紀	主幹	高橋 淳	0965-32-4426	0965-31-0362	yatsushirojisou@pref.kumamoto.lg.jp
熊本県子ども家庭福祉課	課長	岩村 聡子	課長補佐 主幹	松田 英生 堀江 知加	096-333-2228	096-383-1427	kateifukushi@pref.kumamoto.lg.jp

## 要保護児童問題に対応可能な機関内の相談窓口

機 関 名(相談窓口)	電 話 番 号	活 動 内 容
熊本県中央児童相談所	096-381-4451	養護、非行、不登校、障がい、性格、行動など、子どもに関するさまざまな問題について、来所又は電話(24時間対応)相談に応じる。
熊本県八代児童相談所	0965-32-4426	養護、非行、不登校、障がい、性格・行動など、子どもに関するさまざまな問題について、来所又は電話(24時間対応)相談に応じる。
熊本市児童相談所	096-366-8181	養護、非行、不登校、障がい、性格・行動など、子どもに関するさまざまな問題について、来所又は電話(24時間対応)相談に応じる。
熊本県教育庁県立学校教育局 学校安全・安心推進課	096-333-2720	いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題に関する相談に応じる。
熊本県教育庁教育指導局 義務教育課内相談電話	096-381-8000	学校教育に関わる問題全般について相談に応じる。
すこやか子育て電話相談 (熊本県教育庁社会教育課)	096-383-6636	平日夜間(17時～21時)と土曜日(13時～17時)に、子育てに関する相談に応じる。
すこやかダイヤル (熊本県立教育センター)	0968-44-7445	不登校・いじめ・教育相談等の相談に応じる。 月～金曜日(休日を除く) 9時～17時
児童家庭支援センター キッズ・ケア・センター	0968-62-0222	しつけや親子関係、学校生活など子育て全般に関して、24時間相談に応じる。
児童家庭支援センター ふわり	080-8572-8134	要保護児童に関する電話相談、面談
児童家庭支援センター ぼびんず	0964-42-9143	相談活動、市町村支援、里親支援、児相からの委託等による児童虐待防止
児童家庭支援センター とら太	0965-80-7700	児童に関する相談
児童家庭支援センター オリーブの木	0966-83-9412	児童とその家庭における相談全般
児童家庭支援センター ゆかりの木	0966-42-6657	児童とその家庭における相談全般
児童家庭支援センター 虹	0969-66-9022	子供に関する悩み・不安などの相談を受け付け、各機関と連携のもと支援を行う
児童家庭支援センター アグリ	096-227-6824	児相と連携しつつ、在宅の児童や家庭に対する地域に密着したきめ細やかな相談支援をしている。
熊本県里親協議会	096-343-4236	里親同士の交流とスキルの向上
民生委員・児童委員	※市町村役場	地域における児童福祉や母子家庭、妊産婦に対する相談に応じる。
熊本県ヤングケアラー相談支 援センター	096-384-1000	電話相談(月曜日～金曜日 8:30～17:00) 来所相談(月曜日～金曜日 9:00～17:00)※要予約 原則として、熊本県内在住(熊本市を除く)の18歳未満の者又はその関係者の相談に応じる。
子どもの人権110番 (地方法務局/熊本県人権擁 護委員連合会)	096-364-2145 0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)	子どもの人権が侵犯されることのないよう監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な措置を探るとともに、子どもの人権擁護のための啓発活動を行い、子どもの人権擁護を図る。
子どもの権利相談	096-325-0913	無料の電話相談、面接相談 毎月第3土曜日午後2時～4時(熊本県弁護士会館)
熊本地方検察庁	096-323-9030	児童虐待事案の対応
肥後っ子サポートセンター (熊本県警察本部生活安全企 画課)	0120-02-4976 096-384-4976	少年の非行、不良行為、犯罪被害等に関して、電話、面接等による相談に応じる。
熊本県公的病院長会 (熊本赤十字病院内)	096-384-2111	来院者のための相談窓口の設置、情報提供。
熊本県医療安全相談窓口	096-383-7020	医療に関する苦情や相談(児童含む)。
こころの健康相談 (熊本県精神保健福祉センター)	096-386-1166	こころの健康に関する電話相談・来所相談・各種ミーティング等。ひきこもり、DV被害、依存症(薬物・アルコール・ギャンブル・インターネット・ゲーム等)、自死遺族等の相談にも対応。思春期精神保健対策専門研修会の開催。<月～金(祝祭日、年末年始を除く)9時～16時>
熊本県人権センター (熊本県庁人権同和政策課)	096-384-5822	人権に関する面接相談や電話相談、助言・情報提供。
体育保健課 (熊本県学校保健会)	096-333-2712 096-384-4482	県内13ブロックで、精神科医、小児科医、臨床心理士、精神保健福祉士、校長、養護教諭がチームを編成し、児童生徒の心の健康問題における学校の対応に関するアドバイスを行う。
熊本県 女性相談センター	096-381-4454	女性相談 電話相談(平日8:30～17:15) 来所相談(平日8:30～17:15、要予約)
熊本県 配偶者暴力相談支援センター (熊本県女性相談センター内)	096-381-7110	DV相談 電話相談(8:30(土日祝は9:00)～22:00) 来所相談(平日8:30～17:15、要予約)等

## 市町村児童相談窓口

地域振興局	市町村名	担当課名	担当班(係)名	電話番号	
					備考
	熊本市	中央区 保健こども課	児童支援班	096-328-2451	
		東区 保健こども課	児童支援班	096-367-9130	
		西区 保健こども課	児童支援班	096-329-6838	
		南区 保健こども課	児童支援班	096-357-4135	
		北区 保健こども課	児童支援班	096-272-1104	
		こども・若者総合相談センター		096-361-2525	こどもに関するあらゆる相談を受け付けます
		熊本市児童相談所		096-366-8181	
		熊本市こども局 こども福祉部こども家庭福祉課	養護班	096-366-3030	熊本市要保護児童対策地域協議会の調整機関
宇城	宇土市	子育て支援課	子ども家庭支援係	0964-27-3322	子ども家庭支援係直通
	宇城市	こどもセンター	子育て包括支援係	0964-33-1118	
	美里町	福祉課	子ども・生活支援係	0964-47-1116	
玉名	荒尾市	すこやか未来課	こども相談係	0968-63-1143	
	玉名市	子育て支援課	女性・子ども相談室	0968-75-1410	
	玉東町	保健介護課		0968-85-6557	
	和水町	保健子ども課	子ども家庭係	0968-86-5730	
	南関町	福祉課	子育て支援係	0968-57-8503	福祉課直通
	長洲町	子育て支援課	子育て世代総合支援係	0968-78-4189	子育て世代総合支援センター「はぐくみ館」
鹿本	山鹿市	子ども課	児童家庭係	0968-41-5532	
菊池	菊池市	子育て支援課	こども・女性相談係	0968-25-7214	内線 1229
	合志市	女性・子ども支援課		096-248-1199	
	大津町	子育て支援課	子育て支援係	096-293-5981	
	菊陽町	子育て支援課		096-232-2202	
阿蘇	阿蘇市	福祉課	子育て支援係	0967-22-3167	
	南小国町	福祉課	保育児童係	0967-42-1117	福祉課直通
	小国町	町民課	子ども未来係	0967-46-2116	
	産山村	健康福祉課	福祉係	0967-25-2212	
	高森町	住民福祉課	こども未来係	0967-62-2911	
	南阿蘇村	子育て支援課	子育て支援係	0967-67-2715	
	西原村	住民福祉課	福祉係	096-279-3111	
上益城	御船町	こども未来課	子育て支援係	096-282-1346	こども未来課直通
	嘉島町	福祉課		096-237-2576	
	益城町	こども未来課	子育て支援係	096-286-3117	
	甲佐町	福祉課	子ども支援係	096-234-1114	
	山都町	福祉課	福祉係	0967-72-1229	

## 市町村児童相談窓口

地域振興局	市町村名	担当課名	担当班(係)名	電話番号	
					備考
八代	八代市	こども未来課	こども家庭総合支援係	0965-33-8721 0965-33-4452	(子ども未来課直通) (市民相談室直通)
	氷川町	福祉課	子育て支援係	0965-52-5852	
芦北	水俣市	福祉課	子ども子育て支援室	0966-61-1660	
	芦北町	福祉課	児童家庭係	0966-82-2511	内線 154
	津奈木町	ほけん福祉課	福祉班	0966-78-5555	
球磨	人吉市	福祉課	児童福祉係	0966-22-2111	内線 1254,1252
	錦町	住民福祉課	福祉係	0966-38-1112	
	多良木町	福祉課	子育て支援係	0966-42-1255	
	湯前町	保健福祉課	福祉係	0966-43-4112	
	水上村	保健福祉課	保健衛生係	0966-44-0313	
	相良村	保健福祉課	福祉係	0966-35-1032	
	五木村	保健福祉課	児童福祉施設係	0966-37-2214	
	山江村	健康福祉課	福祉係	0966-23-2232	内線 161
	球磨村	保健福祉課	福祉係	0966-32-1112	
	あさぎり町	生活福祉課	子ども・子育て支援グループ	0966-45-7214	
天草	天草市	子育て支援課	子ども相談係	0969-27-5400	【子ども家庭総合支援拠点 (相談専用電話)0969-22-0404】
	上天草市	子育て支援課	子育て支援係	0969-28-3351	
	苓北町	福祉保健課		0969-35-1263	